

令和4年3月30日

南丹市長 西村 良平 様

南丹市文化センター運営審議会
会 長 谷口 和隆

印

提 言 書

令和3年11月4日、本審議会に対して提言依頼を受けました下記の事項について、この間、検討を重ねてまいりました。

その結果、次のとおりの結論に至りましたのでここに提言いたします。

記

人権を軸とした地域づくりの在り方について

■はじめに

本審議会では、この度、提言依頼を受けた『人権を軸とした地域づくりの在り方』の検討に際し、地域の歴史を背景とする人権課題の解決に向けた中心的な役割を担う「隣保館」の社会的位置付けとその運営意義について再確認をしながら論議を重ねてきました。

特に、隣保館の社会的位置付けに関しては、1969年（昭和44年）7月に同和地域における生活実態の改善に資する事業を進めるために施行された「同和対策事業特別措置法」から、2002年（平成14年）3月に失効となった「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下、「地対財特法」という。）の一部を改正する法律」までの30数年間の位置付けと、その後における社会的位置付けの変化は、隣保館の在り様を考える上で大きな転換点であったことを確認しました。

とりわけ、地対財特法失効後は、〈地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンター〉として、周辺地域を含めた活動拠点として位置づけられたことから、本審議会ではこれを重視し、南丹市におけるこれからの隣保館の在り方についての議論を深め、2011年（平成23年）11月には「これからの隣保館活動のあり方」に関する提言を市に示してきたところです。

この提言から10年を経た今日、これからの本市における隣保館の位置づけや活動の在り様について検討すべき節目を迎えていること、また、隣保館の在り方は人権を軸とした地域づくりと密接に関わっているとの認識のもと、前回の提言内容に照らしたこの間の運営に関する検証の他、地域の現状や隣保館周辺の地域改善施設の現況確認、更には地域住民の声を聞くためのフィールドワークを実施しました。

本市においては、本年1月に府下市町村の中で最初の人権条例となる「南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例」が施行されたところであり、今後益々、隣保館の社会的位置付けと運営意義が強調されてくるものと考えます。

以降、冒頭に述べました地域の歴史を背景として人権課題の解決に向けて中心的な役割を担う隣保館が、周辺の地域改善施設に関する現実的な展望も踏まえつつ「人権を軸とした地域づくり」への大きな中心軸となるよう、この間、深めてきた論議の経過と結論を述べます。

1. これからの隣保館活動等の在り方について

(1) 2011年(平成23年)11月の提言を踏まえたこの間の隣保館運営の検証から

ア) 検証の観点と各種施設の定義付け

2011年(平成23年)11月の本審議会による提言書(『隣保館活動のあり方について』)では、本市における隣保館の位置付けと、その活動意義を下記の〈8つの柱〉にまとめています。

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ① 人権啓発の拠点として | ② 地域福祉活動の拠点として |
| ③ 子育て支援の拠点として | ④ 地域の「人権資料館」として |
| ⑤ 地域ニーズに沿った事業の工夫 | ⑥ きめ細かな相談事業の展開 |
| ⑦ 地域住民のニーズや課題把握 | |
| ⑧ 近隣の公共的団体への会場提供と交流促進 | |

この内、①から④は本市における隣保館の社会的位置付けを、⑤から⑧は運営内容に関する意義付けとその方法を論じたものです。

この度の提言に向けた論議では、これら8つの柱に照らしたこの間の隣保館運営を顧みることの一つの観点として検証を進めました。

加えて、もう一つの観点として、この間の隣保館所在地域における人的環境(総人口・高齢者人口比率・労働力人口比率 等々)の経年変化に関するデータ検証を行っています。

なお、これらの検証に際しては、隣保館機能を有するものとして設置された各種地域改善施設には、様々な名称と種々の運営形態が混在していることから、下記のとおり、これらの施設を「2区分」に大別し定義しています。

また、この区分に属さない地域改善施設は、「(隣保館の)周辺施設」として定義しています。

- | |
|---|
| ①大型隣保館・・・現在、職員が常駐し、国及び府の隣保館活動補助金事業の対象である館で、市内では4館を数えます。 |
| ②小型隣保館・・・現在、職員が非常駐であるが、建築当時は隣保館機能を有することを趣旨として設置されたもので、市内では3ヶ所の文化センターと2ヶ所の教育集会所、1ヶ所の集会施設を数えます。 |
| ※(隣保館の)周辺施設・・・地域改善施設として設置された保育所、地域プール、高齢者集会施設、児童館、健康保健施設、体育館等を指しています。 |

イ) 2011年提言〈8つの柱〉を観点とした検証から

前項で述べた2011年(平成23年)11月提言の〈8つの柱〉に照らした隣保館運営の検証は、国・府の隣保館運営に係る補助金(「隣保館運営等事業費補助金交付要綱」による)を活用した大型隣保館4館における平成23年度から令和2年度までの10年間の事業実績を踏まえて論議しました。

柱①の「人権啓発の拠点」としての運営は、人権をテーマとする人権講座や講演会、人権展等々が、隣保館を会場に地域内外から多くの参加者を得ながら展開されており、柱②の「地域福祉活動の拠点」としての運営は、少子高齢化等の社会変化を背景に顕著となってきた福祉課題、とりわけ高齢者を対象としたデイサービス事業が地域に根づく形で展開されています。柱③の「子育て支援の拠点」としては、隣接(併設)する児童館を活用した取組が展開されており、教育や福祉の観点からの種々のケースに対応できる体制も一部見られます。また、小規模隣保館も含めて各種文化講座が地域内外の参加を得ながら展開されており、柱⑤⑦の「地域の文化的ニーズに沿った取組」が見られました。

なお、隣保館運営の基礎部分である柱⑥の「相談事業」は、それぞれ工夫ある各種の取組が継続して展開されていますが、総件数が減数傾向にあることから、その背景と要因を探ることで、地域住民にとっての最初の相談窓口として、その充実につながるものと判断します。

以上、〈8つの柱〉の内の6点に関しては、提言内容に沿った展開がなされているものとしてまとめましたが、残る2点については、今後に向けた課題として、引き続き、検討工夫を進めるべきであるとしています。

一つは柱④の「地域の人権資料館」としての位置付けです。今後においても、人権啓発や人権教育の観点から隣保館の位置付けがより確かなものとなる必要があると考えられることから、地域の歴史を踏まえた人権資料館としての展開への工夫が必要と考えます。あと一つは柱⑧の「公共的団体等の活動への会場提供」という課題です。利用者対象の拡大による相互理解や交流の推進の観点からの工夫を期待したいと思います。

なお、これらの検証は大型隣保館での事業・運営実績から見たものであり、この間の議論の中では、小規模隣保館と大型隣保館の所在地域におけるニーズ・課題の抽出や情報伝播の差異についての論議をおこなっています。

この議論を通しては、大型隣保館は地域ニーズに柔軟な対応ができるシステムにあることから、様々な事業展開がされやすい環境にあるのに対し、小型隣保館では、ニーズの把握ができていく状況にある他、様々な情報を送り受ける体制が構築しにくい状況にあることから、地域ニーズが掴みにくく、ニーズに応じた事業展開が停滞するという状況があることを共通理解し、この状況の解決方向についても論議いたしました。その方向性に関しては、後段で述べます。

ウ)「人的環境の変化」を踏まえた検証から

これからの隣保館の在り方の論議に際しては、より地域性に沿った論議を深化させるため、前段のこの間における隣保館運営の検証に加え、各隣保館の所在する地域の「人的環境の変化」を検証しました。

2011年(平成23年)から2021年(令和3年)までの10年間の変化を確認した「人的環境」の要素は、各隣保館所在地域(大型隣保館4館の所在地域と小型隣保館6館の所在地域の全10地域)における「総人口」「高齢者人口比率(65歳以上の割合)」「労働力人口比率(15歳～64歳の割合)」「幼年層人口比率(0歳～9歳の割合)」「若年層人口比率(10歳～29歳の割合)」「中堅層人口比率(30歳～59歳の割合)」の推移であり、これらの要素を基に、市全体の傾向との比較をしながら検証を進めました。

市全体でこの10年間に約10%の減少となった「総人口」については、8地域において市全体と同様の減少傾向にあり、内、小規模隣保館所在の1地域については20%の減少となっています。混住が進んでいる大規模集落(2地域)においては、逆に10%の増加傾向にあります。

「高齢者人口比率(65歳以上の割合)」は、市全体では、この10年間に6.1ポイントの増となっていますが、6つの地域においては、これを上回っており、最大の増加変化があった小規模隣保館所在の地域(先述の人口減20%の地域)では13.9ポイントの増となっています。

「労働力人口比率(15歳～64歳の割合)」は、市全体の減少傾向(約2.6ポイント減)にあるのと同様、ほとんどの地域で減少傾向にある中、先述の総人口の増加傾向2地域においては、ここ2年間に微増へと転じる傾向にあります。

「幼年層人口比率(0歳～9歳の割合)」では、市全体が微減傾向であるのと同様に、全ての地域において減少傾向にあります。総人口に占める割合は、市全体に比して高い傾向にあります。

「若年層人口比率(10歳～29歳の割合)」では、増加傾向に転じている大型隣保館の所在地(1地域)を除き、他の地域は市全体と同様に減少傾向にあります。また、全人口に占める割合は、大型隣保館所在の地域(2地域)と、混住が進む小型隣保館所在地域(1地域)においては、市の割合に比して6ポイントから10ポイント高い傾向にあります。

最後に「中堅層人口比率(30歳～59歳の割合)」については、微増傾向にある大規模隣保館の所在地(1地域)と小規模隣保館の所在地(1地域)を除き、他の地域では市全体と同様、減少傾向にあります。

(註)「用語」の定義について・・・「幼年層」「若年層」「中堅層」は、市の人口集計データを本提言の検証にあたり、便宜上、用いた用語です。

なお、隣保館の社会的位置付けが、周辺地域を含めた活動拠点へと変化したことを踏まえ、各隣保館所在地域の周辺地域にまで拡大したエリア内での人口動態について検証したところ、人口減少の傾向から増加傾向へと転じる等、人口動態の傾向に変化が生じることを確認しました。このことは、今後、拠点となる隣保館の周辺地域を含めた運営を図る際に留意すべき内容であると考えます。

以上の検証を通じた論議から、今後の隣保館の在り方に向けて確認したことは、人的環境の変化は、集落の規模によって一定の共通点はあるものの各検証要素から見ると地域によってそれぞれ違いがあるということです。また、この違いは地域ニーズや地域課題の違いにも反映されるものであり、隣保館の運営は地域の特色を反映させるものであるということからは、全てが一律の運営とはならないという基本的な考え方も確認できました。

併せて、上述の内容を踏まえる中で、改めて、現状の地域ニーズや地域課題を知ることが必要であるとの考えから、ニーズや課題が掴みにくくした小型隣保館の所在地を中心に、周辺に位置する関連施設の視察を含め、地域の声を聞くフィールドワークを実施しました。

エ) 「小規模隣保館」所在地域へのフィールドワーク（視察・懇談）から

この度の提言策定に際しては、小規模隣保館の所在地域（6地域）への視察と懇談を実施しました。とりわけ、地域の声を聞く意見懇談に際しては「現在の地域課題」「地域の将来像」「地域改善施設への思い」等、今後の方向性を検討する上で重要となる点を中心に意見徴取をしました。

このフィールドワークを通じて改めて確認できたことは、〈人口減少が進む中、対象戸数が10数戸となっている小規模集落では、高齢化という背景を背負いながら、施設維持を含めた「地域課題」に向き合っているという現実があること〉や、〈地域周辺での宅地開発等による人口増という社会変化から、関係地域の戸数割合が全体の5%未満となり、大きく混住が進んだことで大規模集落へと変化した地域では、施設維持に関し、その設置趣旨を超えた柔軟な対応が必要となってきた現状があること〉の他、〈各地域によって人的な環境・物的な環境・歴史的背景に違いがあり、とりわけ歴史的背景の違いは地域の現況を捉える上では重要な視点であること〉です。

また、小規模隣保館の所在地域における将来に向けた在り方を考えるにあたっては、この視点を通して見る地域性を踏まえることが重要であるとの考えから、「現在における地域の特色」を次の3つのパターンに区分しながら論議を深めることとしました。

- ① 大きく混住が進み大規模集落へと変化した地域
- ② 小規模集落で「寺機能」としての固有の文化的背景を持つ地域
- ③ 小規模集落で②以外の特色を持つ地域

これらの3つに大別した地域の特色は、人的環境や物的環境、歴史的背景を反映したものであることから、10年目を節目とする今日にあって、ここから導き出す〈隣保館を軸とした地域づくりの将来像〉は、隣保館を軸に描く『再構築』イメージであり、より現実的な在り方につながるものです。

また、後述する「地域改善施設の今後」に関する基本的な考え方にも通じるものであると考えます。

(2) 地域づくりにおける隣保館の位置付けについて

前節の検証とフィールドワークを踏まえた論議を通して、提言の本題である「地域づくりと隣保館の位置付け」にまで深化させた内容について述べます。

ア) 人権課題を含む「地域課題」の解決に向けた隣保館の法的位置付け

冒頭で述べましたとおり、1997年（平成9年）3月の「地対財特法」失効後の隣保館は「特別対策から一般対策に移行し、地域社会全体に開かれたコミュニティセンター」として、その位置付けが定義されました。加えて、2018年（平成30年）4月には改正「社会福祉法」が施行され、「一般施策としての取組を行うに際しては、地域生活課題のひとつに人権課題を位置づけ、地域社会全体を見通した取組を図る機関」として定義されています。

これは、隣保館所在地域の周辺を含むエリアを「地域社会」として、これら全体を見通した取組を図ることにより、人権課題の解決を含む地域づくりを進める拠点であると換言できます。

なお、この「広く地域に開かれたコミュニティセンター」としての位置付けは、本審議会の2011年（平成23年）11月提言においても、隣保館運営を考える上での基礎として、今日までの隣保館運営に引き継がれてきている考え方です。引き続き、この考え方をベースとした更なる取組の深化と広がりが必要になってくるものと考えます。

イ) 大型隣保館の所在地域における「地域課題」解決への拠点として

本審議会では、前節での検証や前項の隣保館の今日的な位置付けを踏まえて、隣保館所在地域を中心とした周辺地域という「広域エリア」においても、人権

課題解決の拠点としてきた隣保館の活動軸が馴染んでいくのかどうか、この点について論議を深めました。

その際、著しく老朽化が進む施設や休所中施設の在り方が喫緊の課題となっていた大型隣保館の所在地域においては、「隣保館とその周辺施設を軸としながら、周辺地域と共に地域課題を解決していくための展望が必要」との考えから、隣保館を軸においた地域ビジョン（いわゆる地域展望）が形成されていることを確認しました。（＊地域ビジョンのイメージ図は「別添①図」のとおり）

この地域（将来）ビジョンは、隣保館設置当初の地域限定型から周辺地域を含む周辺一体型へと拡大した考えです。

先述のこの間における隣保館の社会的位置付けの変化、また、2011年（平成23年）の本審議会提言における隣保館の在り様にも合致する将来展望であると言えます。

これらを踏まえると、大型隣保館においては、所在地域の周辺を含む地域社会に人権課題を含む様々な地域課題の解決に向けた活動軸を下ろすことで、設置当初の趣旨にも沿ったものになると判断します。

ウ) 小型隣保館の所在地域における「地域課題」解決への拠点として

地域づくりにおける小型隣保館の位置付けについては、この間の小型隣保館所在地域（6地域）に関するデータ検証やフィールドワークを通じて得た以下の「現在における地域の特色（3つのパターン）」に大別しながら検討した内容を述べます。

① 大きく混住が進み大規模集落へと変化した地域

この間の人口増により関係地域以外の戸数割合が全体の約95%にまで混住が大きく進んだ地域で、ここに設置された小型隣保館は、現在、大規模集落の公民館的機能を有する施設として活用されています。このような現状を踏まえ、今後においては、「地域コミュニティの場」として現実的な活用となるよう用途の廃止や変更を視野に入れるべきであると考えます。

② 小規模集落で「寺機能」としての固有の文化的背景を持つ地域

地域の歴史として「寺機能」を大事にしながら築かれてきた地域コミュニティが今日まで引き継がれてきた地域で、隣保館では、このコミュニティを軸とした活用がなされてきています。今後においても、この文化的背景から築かれたコミュニティを大事にした隣保館機能の在り方を検討していくことが望ましいと考えます。

なお、経年により関係戸数が半減し極小規模となった地域で感じ取った

「地元での施設管理の困難さ」という課題に対しては、施設の用途廃止や縮小による移管等の現実的な検討を要する時期に来ているものと判断します。

③ 小規模集落で②以外の特色を持つ小規模地域

この10年の間に、人口（世帯数）が20～30%減となっている地域で、小規模ながらも地域力により施設管理を含めた取組が見られる地域もありますが、今後の少子高齢化や人口減の進度によっては、将来的には、既存施設の地元管理が著しく困難になることが想定される地域でもあります。

既に管理が困難になっている地域があるという現状においては、その見極め時期に差異はあるものの、周辺地域との共同利用施設の関係性も考慮しながら、施設用途の廃止も念頭においた調整を図るべき段階にあると考えます。

とりわけ、関係戸数が数戸となった極小規模地域における施設管理の困難性の解決には、施設の用途廃止や除去を視野に入れた速やかな検討が必要であると判断します。

（3）隣保館運営の「今後の新たな方向性」について

ここでは、本章のまとめとして、以上の検証とフィールドワークを通して得た、これからの隣保館運営の基本的な考え方と方向性について述べます。

様々な観点からの検証を通しては、人的環境や隣保館の位置付けの変化を踏まえた地域性を大事にした在り方を、フィールドワークからは地域の声を踏まえた地域の特色を大事にした在り方を念頭に検討を進めました。

ここで得ることができた考えは、この間の隣保館の取組を検証した2011年（平成23年）の本審議会提言の〈8つの柱〉は、今後も継続していくべきベースであること。また、このベースに改めて強調すべき考え方や新たな工夫をつなぐことが重要であるということであり、更には、隣保館を軸とする地域づくりに向けた『再構築』を図る時期でもあるということでした。

以下、今後に向けて改めて強調すべき考え方や新たな工夫内容について述べます。

① 大型隣保館と小型隣保館所在地域とをつなぐ新たなシステムづくり

施設の日常的な管理と職員常駐による館運営を図ってきた大型隣保館は、地域ニーズに対し柔軟に対応できるシステムがあり、様々な事業展開が実施されてきています。一方、職員非常駐で地元による管理を図ってきた小型隣保館では、施設の日常的な継続管理が困難であり、地域ニーズが把握できに

くい状況にあります。大型隣保館と小型隣保館とでは、地域ニーズを含む各種情報の伝播や地域住民との関係性に差異が生じているものと言えます。

この度のフィールドワークから感じた施設管理の困難さや、今後さらに進むことが予想される地域コミュニティの小規模化あるいは極小規模化という点を踏まえると、今後は、地域コミュニティの存続と各種情報の伝播に関し、小型隣保館の所在する地域と大型隣保館との間に、新たな連携システムと工夫した体制の構築が必要であると考えます。

② 大型隣保館の利用拡大に向けた関連規定の整備

本章の前段に述べたとおり、2011年（平成23年）11月提言における8つの柱に照らしたこの10年間の取組の検証結果から、改めて課題とした一つに「公共的団体等の活動への会場提供」の検討工夫がありました。

利用対象者を広げることで、より多くの市民がここに集い、相互理解や交流を深める拠点とすること、これにより「地域社会に開かれたコミュニティセンター」としての役割が保たれ、そこへ人権啓発という大きな軸を降ろすことで改めて隣保館の設置趣旨も大事にできるものと判断します。

これに向けては、現在の隣保館利用にあたっての利用規定についての見直しや利用料金の設定の必要性の可否等、近隣市町の例を参考にした検討整備が必要となってきます。

③ 「人権資料館」としての位置付けに向けた工夫

前項と同様に、2011年（平成23年）提言に照らした検証結果から、改めて課題とした二つ目として、「地域の歴史を踏まえた人権資料館」としての展開を図る工夫がありました。地域の歴史の積み重ねの上に「今」があるという考えの下、人権に係る歴史的な教訓を学ぶ人権教育・啓発の場としての在り様について、改めて検討すべき時期にあるという考え方です。

これには各地域の歴史の再確認と新たな掘り起こしといった地道な作業が伴いますが、地域に残る貴重な史資料の散逸を防ぎ整理を進めることにもつながるものと判断します。

様々な人権課題に係る学習機会の場ともなるよう、今後に向けた工夫と体制整備が必要と考えます。

④ 「地域課題」の解決に向けた他機関との結び目として

人権課題の解決を設置趣旨として運営されてきた隣保館には、今日までに

多くのノウハウが形成され蓄積されてきています

2018年（平成30年）4月に施行された改正社会福祉法には、今日までの隣保館における取組の視点を周辺地域まで拡大した「地域（生活）課題」の解決に生かしていくという考え方があります。「地域（生活）課題」には、教育・福祉・保健・就労等といった複数の要素が関係しています。この解決には、この間、隣保館がコーディネートしながら進めてきた他の専門機関との連携・連動という方法が必要となってきます。

一般対策へと移行し周辺地域を含むエリアを対象とする隣保館運営においては、他の専門機関との太い結び目としての役割が、今後ますます重要になるものと判断します。

⑤ 「地域課題」解決に要する地域改善施設の見極めと活動軸の再構築

各地域には様々な歴史事情を背景に、地域改善に資するものとして設置されてきた種々様々な地域改善施設があります。

これらの施設の大半は、築後の経年により著しく老朽化が進んでいます。隣保館を軸とした今後の「地域課題」の解決を考えるにあたっては、これらの施設の在り様も同時に検討すべき時期であると判断します。

これについては、次章にてそのまとめを述べますが、その利用頻度や老朽状況等を踏まえながら、存続を要するかどうかを見極めることの必要性や、その見極めによって保有する関係施設のスリム化や必要施設の存続意義の強調化を進める必要があるものと感じます。

前述の隣保館を軸とする地域課題解決に向けた体制やシステムの再構築と同時に、これら施設の見極めを含む再整備の考え方も必要と考えます。

⑥ 各地域が持つ「地域ビジョン」の共有

以上、述べてきました今後に向けた隣保館の新たな方向性は、前項（2）で述べました大型隣保館所在地域において意識されている『地域（将来）ビジョン』に共通する考えであるとも言えます。

いずれの方向性も地域（将来）ビジョンも、その具体化には長期的中期的な展望と実行計画が必要となります。また、これらの方向性やビジョンを地域と共有することは、市と地域との間に確固とした役割分担ができることにつながり、ここに人権を軸とした地域づくりのための新たな芽が生まれるものと判断します。今後、このビジョンの具現化の中心に隣保館運営を置くことが、今日まで人権課題解決の取組を進めてきた地域の歴史に沿うことにつながり、より一層、その具体化が進むものと考えます。

2. 経年劣化にある地域改善施設の今後について

(1) 地域改善施設の現状について

人権課題の解決に中心的な役割を担う隣保館の運営は、大きく関連する地域周辺施設を含んだ活動の中心軸として、その意義が今後更に強調されるものと考えますが、本審議会では、隣保館を軸として地域の歴史的背景の中で設置されてきた各種地域改善施設の現状についても、現地視察や数値データの確認を通して、今後の在り方についての論議を深めました。とりわけ、経年劣化により老朽化が著しい施設については、より現実的な提言に向けた論議をいたしました。

論議に際しては、施設利用の基盤となる「安全・安心」の観点からの各種データの検証を進め、また、老朽化が著しい施設を中心にした現地視察を行っております。

なお、本審議会において論議の対象とした地域改善施設は、大型隣保館（4館）や現行利用中の保育所・児童館（児童老人会館）を除く、教育集会所（3館）・高齢者利用施設（2館）・集会施設（1館）・体育館（2館）・休所中の保育所（1館）・文化センター（3館）のいわゆる箱物施設12施設と、老朽化が特に著しい地域プール（2ヶ所）の計14施設です。

ア) 安全・安心の観点から

施設利用の基盤である「安全・安心」の観点からは、地域改善施設それぞれについて、耐用年数と建築後の経年数の差や耐震状況、劣化診断結果状況等を根拠として独自に数値化をし、その総合数値（安全指数）をもって相対的比較による検証を行いました。

その結果、安全指数上のボーダーライン（耐用年数－築後年数＝ゼロ以上）であり、新耐震基準による建築のもの等で必要とする耐震値のあるもの（*配点10点）等であり、安全指数の合計点が10点のもの）未満とした施設は、箱物施設（8施設）地域プール（2施設）です。なお、ボーダーライン未満とした箱物施設の内訳は、小型隣保館（3館）、教育集会所（3館）、高齢者利用施設（2館）です。

イ) 該当施設の視察を通して

前述のデータ検証から、安全指数がボーダーライン未満の施設について、現地確認を行っております。その際、箱物施設に関しては前章でのフィールドワーク時に、地域における一定の考え方の他、利用状況や管理状況を確認してい

ます。以下、施設の種別ごとにその現状を述べます。

① 文化センター（3館）について

いずれの施設も半世紀近くを経過した旧耐震基準での建築物であり、新耐震基準を満たしているかどうかの耐震診断は未実施である。利用頻度は、年数回の利用となっている1館を除いては月例的な地域利用があるが、年々、利用数は減少している。なお、いずれの館も地元地域による定期的な清掃管理により施設維持がなされている。

② 教育集会所（3館）について

3館の内、1館は新耐震基準（昭和56年6月以降）により建築されたものであるが、築後37年で耐用年数を過ぎていることから、安全指数的には低い数値となる。他の2館は旧耐震基準（昭和56年6月以前）での建築であり、新耐震基準を満たしているかどうかの耐震診断は未実施である。利用頻度は、大規模集落に位置する1館は地元公民館としての機能付けから定期的に多数の利用がある。他の2館の内、1館は近在の地域改善施設の機能の一部を持たせているが利用数は減少傾向であり、後の1館は、年間を通じ、ほとんど利用はない。なお、行政管理の1館を除く2館については地元地域による定期的な清掃管理により施設維持がなされている。

③ 老朽化著しい地域プール（2ヶ所）について

いずれのプールも築後40年以上が経過し、耐用年数を超えた施設となっている。また、いずれも躯体の全面改修や機械設備の全面改修が必要な著しい劣化状況にある。この度の視察による目視でもその損傷具合は著しいと判断できた。劣化は年々増している状況であり、機械器具の損傷状況は、専門家にも処置できない状況にある旨を確認した。

また、近隣保育所の保育メニューとしてこのプール利用が位置付けされているが、利用数は年々減少し、10年間で約半数になってきている。

前段のデータ検証と現場施設を通して痛切に感じたことは、築後の経年数とこれに比例するかたちで劣化の進む施設が半数以上に上るという事実です。

これは地域課題解決に向けた隣保館を軸とする地域改善施設の今後を考えるにあたっては、より現実的な考え方を持たなければ現況を踏まえた方向性が得られないということでもあります。

また、地域改善施設は人権の歴史を背景とした施設であり、他方で市における公の施設としての位置付けもあることから、この両面を踏まえた施設の今後

について検討すべきであるとの考えを持って論議を深めています。

また、本提言へは前章での大型隣保館所在地域の「地域（将来）ビジョン」や、小型隣保館所在地域から得た地域の思い等を踏まえ、市における公の施設の将来の在り方に関する基本的な考え方を論拠としながら、審議会としての意見を付記する形としました。以下に、これらを踏まえて論議を進めた今後の方向性について述べます。

（２）これからの地域改善施設の新たな方向性について

本章のまとめとして、前項での「安全・安心」の観点からの検証と施設の視察を経ながら論議を進めた新たな方向性のまとめを下記に述べます。

なお、繰り返しになりますが、人権の歴史を背景とする地域改善施設を考える上では、隣保館の在り方を軸とする考え方が重要であることから、人権課題を解決するために必要な周辺施設の在り様という考え方をベースにししながら、更には、公の施設の内、とりわけ老朽化が著しい施設の今後に関する市の基本的な考えを踏まえた上で、より現実的な方向性を導くことを意識した論議の結果であることを申し添えます。

ア）安全上著しく課題のある施設の存続の早急な見極め

施設利用者にとっての基礎的条件となる「安全・安心」の観点から、これを担保できない状況にある施設として地域プール（２ヶ所）があります。

視察における細部までの目視確認の際には、躯体及び機械設備とも劣化状況は著しく、市において聴取した専門的視点からの意見のとおり、日々の調整やメンテナンスで稼働できる状態ではなく深刻な状況にあると判断できます。

この点からは早急な見極めが必要な施設であると言えます。また、当該両プールの利用者数が年々大幅に減少してきている現状を鑑みると、地域改善施設として十分に役割を終えたものとの判断もでき、導かれる方向性としては「用途廃止及び除去」という方向にならざるを得ないものと判断します。

但し、隣接する保育所においては、夏場における水遊びが保育メニューとして位置づいていることから、廃止後もこの保育メニューが確保される方法を検討すべきと考えます。また、「廃止除去」後の地域における夏季期間における「水場の確保」や親水を通じた人的交流といった観点からの趣旨は、先に述べた地域（将来）ビジョンも踏まえつつ、早急に検討を図るべきものと考えます。

イ) 休止施設の迅速な有効利用

この度の提言に向けた論議では、休止状態にある地域改善施設の在り方についても論議を行いました。現在、利用需要の大幅な減少等の事由により、その施設用途が「休止」となっている施設は、設置から40年余り経過し休止から6年を経た保育所施設(1ヶ所)です。

この間、市関係課と所在地域との連携の中で、用途変更をした上で現施設を再利用する旨の意向がまとまりつつあることを確認しました。

本来の設置用途は保育所であり、これをもって地域課題の解決に向けようとした地域の歴史があったことを踏まえつつ、時代背景の移り変わりも考慮して地域の活性化という観点からの用途変更という方向性もありうるものと判断します。また、施設の休止という放置状態は躯体の更なる老朽を進めることになることから、この老朽進度を抑えるべく地元意向を踏まえながら迅速に有効利用を図るべき施設であると考えます。

ウ) 大型隣保館周辺の地域改善施設として

本章前文にも述べたとおり、この度の論議に際して俎上に上げた施設は12施設でした。その内、3分の2にあたる施設が築後40年以上を過ぎたものであり、今後、経年により、ますます老朽が進むことは容易に想定できます。

これらの状況下にあつて、施設所在地域において、施設存続の有無についての意向や設置趣旨を超えた新たな利用への展望を確認することができました。

これらを踏まえた論議の中で強調された事は、隣保館のこれからの在り方と同時に、周辺の他の地域改善施設の在り方についても『再構築』という時期を迎えているという考え方です。既に、その時期を大きく過ぎているのではという考え方もある中、なおさら、現実的な視点での考え方が重要です。

その際、隣保館を中心に置き、今日的位置付けでもある「地域課題の解決」に要する施設と機能の選択や見極めの視点は不可欠であると判断します。

エ) 「地域(将来)ビジョン」の共有と具体化

前章における今後の隣保館の在り方を検討するにあたり、また、周辺の地域改善施設の今後を検討するに際して、常に流れていた論議への構えは『再構築』という考え方でした。

各地域において現状を踏まえた「地域(将来)ビジョン」が構築されてきているという事実を鑑みると、これらは既存の施設の今後を踏まえたビジョンでもあることから、このビジョンにしっかりと向き合うことにより、今後の南丹

市における隣保館を軸とする周辺の地域改善施設の今後の在り方がイメージできるものと判断します。

また、これを市の公共施設の今後の在り方に照らすことによっては、より現実的な結論が見出せるものと言えます。いわば、地域の将来ビジョンを包み込むかたちで、市における隣保館を軸とした人権課題の解決ビジョンが形成されることを意味しており、そうすることでより理想的かつ現実的な再構築ができるものと考えます。（*再興築イメージ図は「別添②」のとおり）

■むすびに

～人権を軸とした地域づくりの具現化を～

本提言は、依頼を受けた命題について、人的・物的な環境に関する現状データから抽出した課題や、フィールドワークを通じて得た地域の思いからの重点とすべき基本的な考えを共有しつつ、これからの隣保館活動及び周辺施設の在り様に関して論議を深めた結論です。

提言策定に係る論議途中には、京都府下自治体に先駆けた人権条例『南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例』が、2022年（令和4年）1月に施行されました。本市におけるまちづくりの基本軸として、改めて「人権」が謳われたことは、人権課題の解決を主題としてきた隣保館の運営を改めて深く考えることでもあると共通認識いたしました。

本審議会の本務が、隣保館運営の在り方に関する審議であることから、改めて、これに係る議論を深めることができたことは大変意義深いものであると感じます。

さて、この度の提言は、人権を軸とした地域づくりに関する本審議会としての結論ですが、ここに流れている考え方の本流は、人権課題の解決に向けて取り組まれてきた地域の歴史や現状を直視するということです。このことによって、改めて地域の課題や現状、思いを確認することができました。その中で、地域から確認することができた「将来に向けた地域展望（ビジョン）」は、今後に向けた大きな展開軸であろうと考えます。

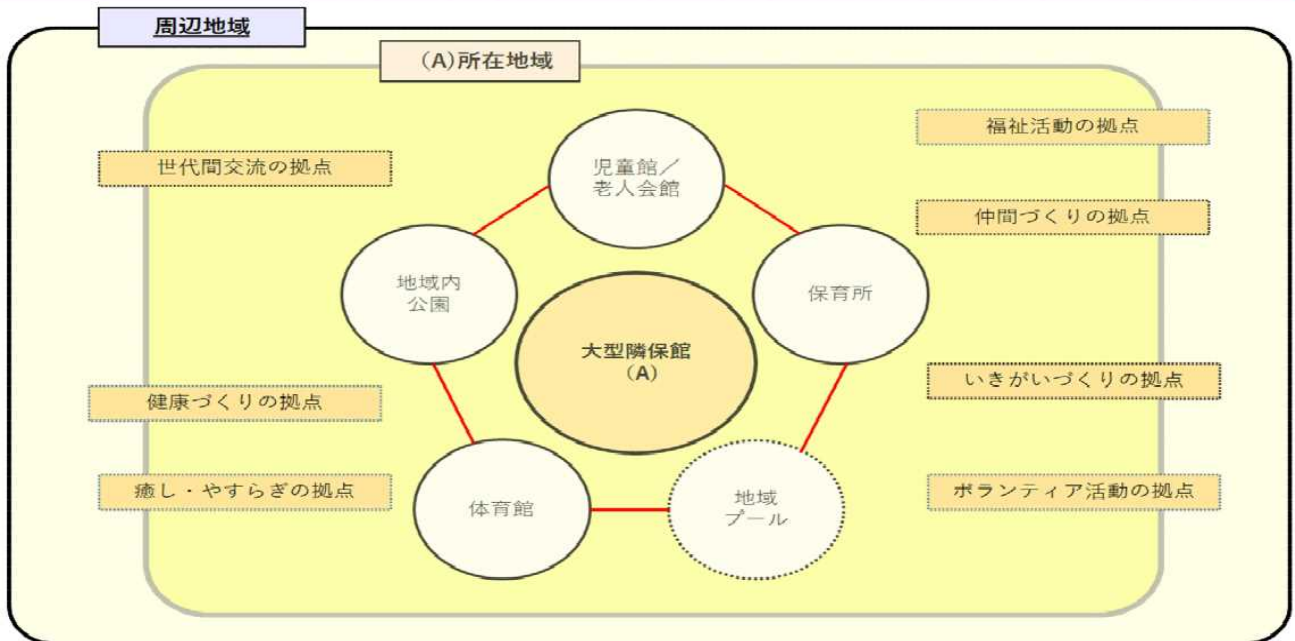
繰り返しになりますが、本提言は、人権を軸とした地域づくりに向けた隣保館と関係機関とのシステムづくりや、地域課題解決の拠点とする地域改善施設の現実的な在り様を中心に展開した論議の総和です。

今後は、本提言の具現化に向け、地域との更なる連携はもとより、市行政内における関係部署間での共有と体制づくりを強調しておきたいと思えます。とりわけ、今後、本提言に基づく具体的な計画の作成にあたられるものと考えますが、長・中期的な展望を共有することは課題解決への役割分担の明確化を図ることでもあることから、この具体化には各施策の担当部署や財政担当部署との連携を通して、市における全体計画の中に、人権を軸とする施策が反映されることを強く願います。

また、その具現化には複数年にわたる取組が予想される案件であることから、「継続性」をもった対応を求めると同時に、本審議会といたしましても、提言の具体化への取組をしっかりと注視して参ります。

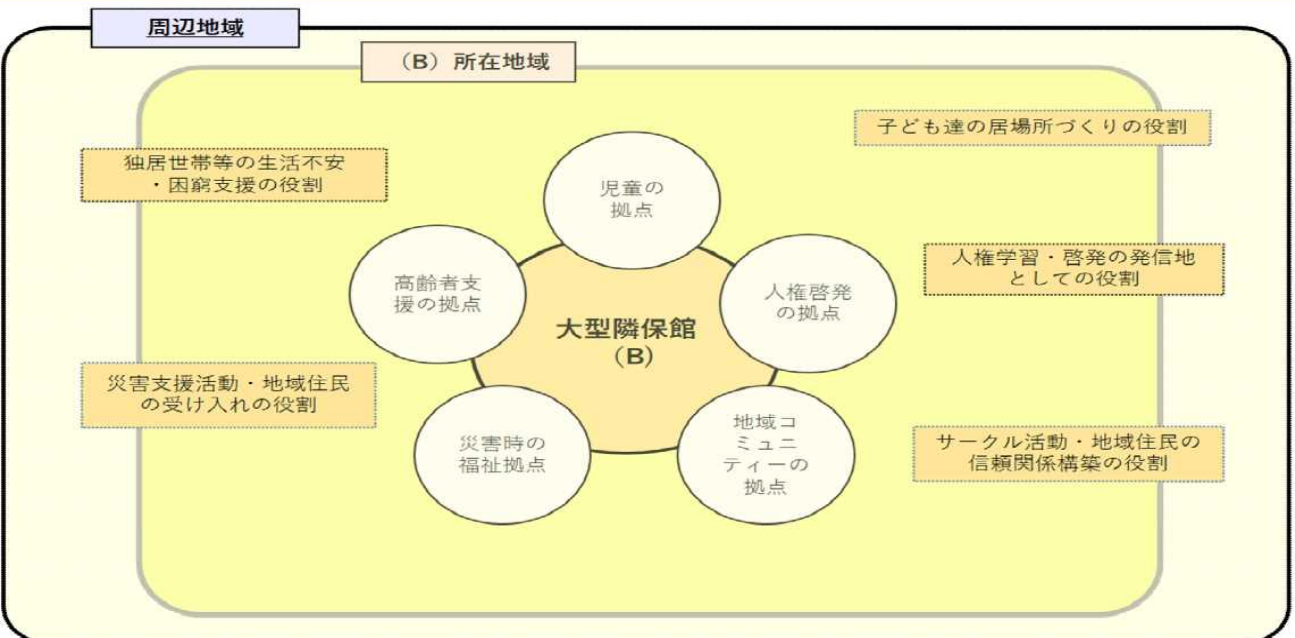
本提言が『人権を軸とした地域づくり』の具体化に向けた基礎となっていくことを願って結びといたします。

大型隣保館 (A)の周辺施設等を軸とした「近隣型地域交流モデル」イメージ



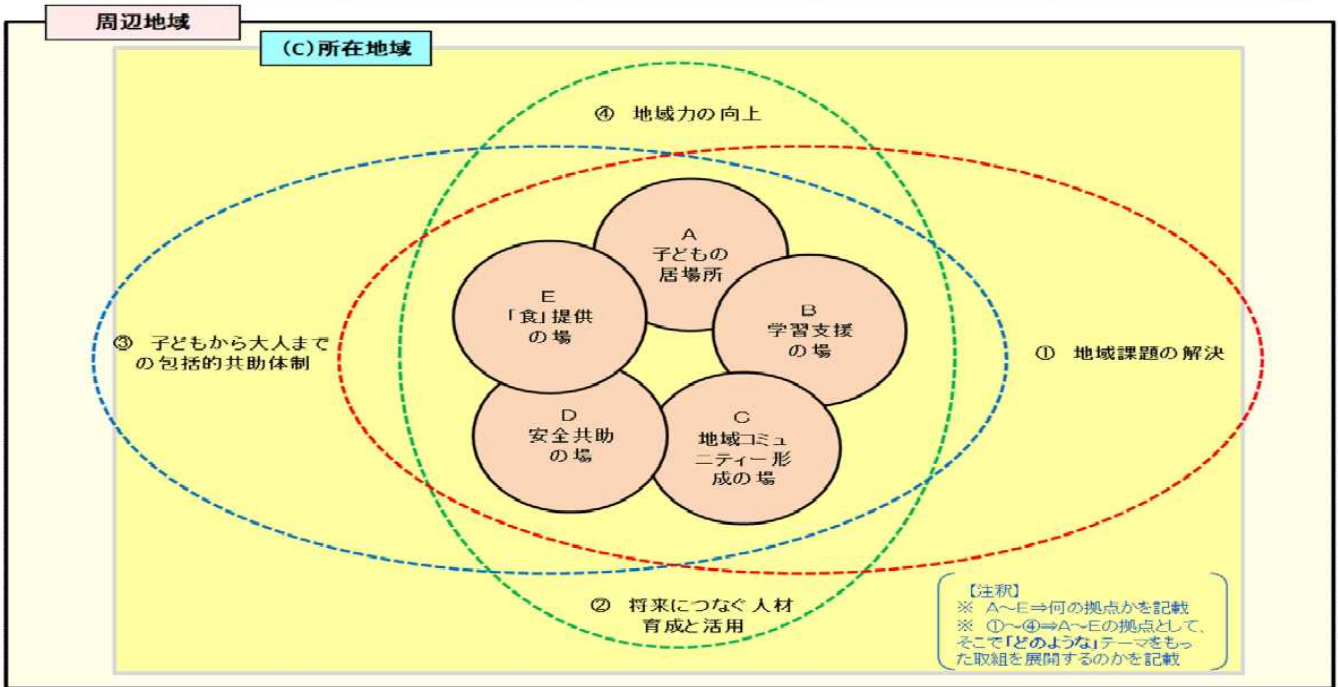
※周辺地域（旧村地域として）との一体的な活動の場への「再構築」
 ※安全と安心をテーマとした施設・環境の再整備
 ※周辺地域との交流から「人権文化」の構築へ

大型隣保館 (B) の周辺施設を拠点とした「近隣型地域共生モデル」イメージ



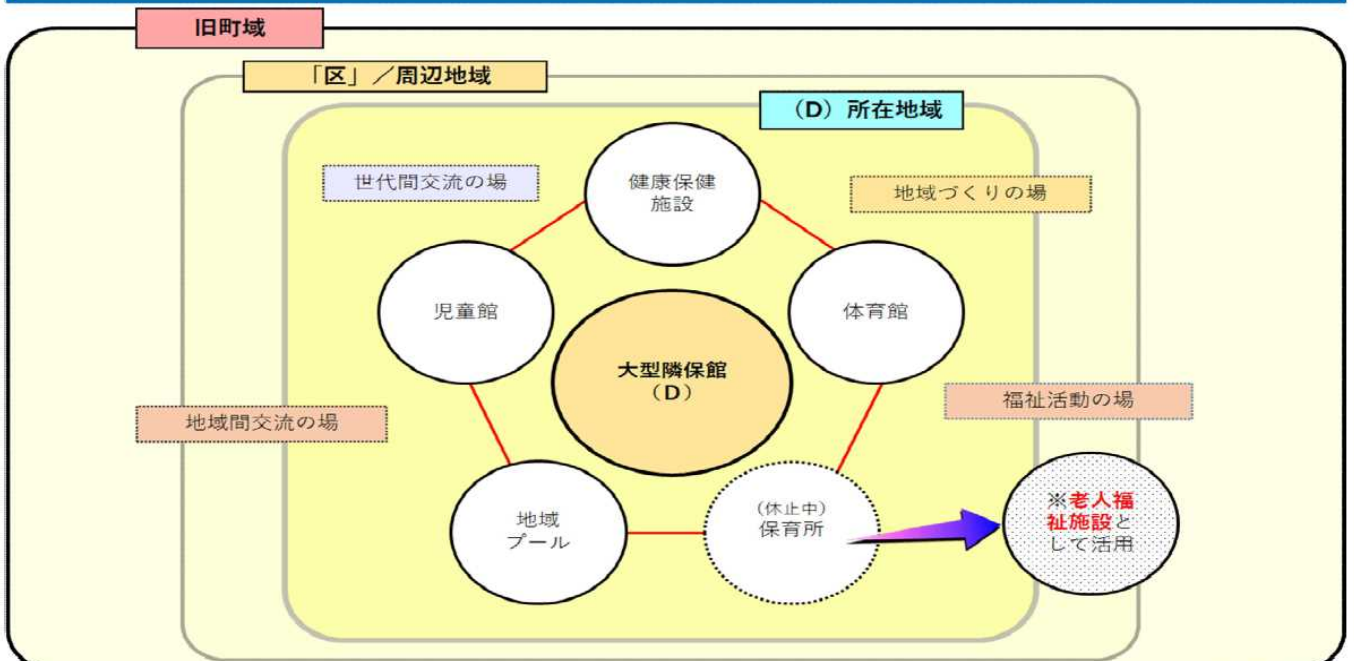
※社会福祉を目的とする事業の展開
 ※地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進
 ※人権啓発・人権擁護の情報発信

大型隣保館(C)と周辺施設を拠点とした「地域共生モデル」イメージ



※大型隣保館(C)を軸とする周辺施設の**一体的な利活用**による**取組展開**
 ※取組用途に合わせた**施設環境の再考整備**
 ※**周辺地域との交流**の展開と**広域的な課題解決**に向かう**取組土壌の構築**

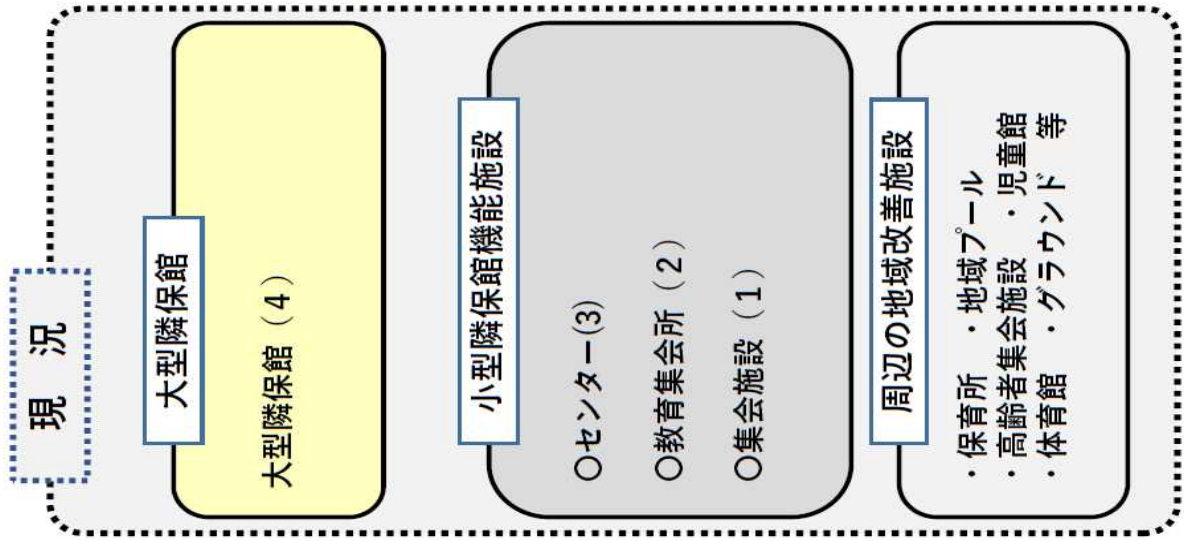
大型隣保館(D)及び周辺施設等を軸とした「地域共生モデル」イメージ



※周辺地域との**一体的な活動の場**への「**再構築**」
 ※大型隣保館(D)の位置づけ…**人権啓発の拠点**・**人権資料館**・**地域課題解決への拠点**
地域コミュニティの軸として
 ※周辺地域との**交流**から「**人権文化**」の**構築**へ

「人権を軸とした地域づくり」に資する隣保館の位置付け = 新提言による再構築イメージ =

別添②図



新提言の主旨

- ① 2011年提言「8つの柱」の継承
- ② 大型隣保館と小型隣保館所在地域をつなぐ体制とシステムの構築
- ③ 大型隣保館の利用拡大と交流の推進
- ④ 「人権資料館」としての工夫
- ⑤ 他機関連携の「結び目」に
- ⑥ 老朽施設の現実的な整理と再構築
- ⑦ 地域の歴史に寄り添う政策感
- ⑧ 「地域ビジョン」の共有

